

別表 1

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」の一部改正表

改正前	改正後
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項	資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
第 1 条 [略] (<u>虚偽の資料提出</u> に対する違約金)	第 1 条 [略] (<u>不真正な資料</u> に対する違約金)
第 2 条 [略] (1) [略] (2) <u>甲</u> が行う経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。第 8 条において同じ。)の算定に際して、資料を提出又は提示する場合	第 2 条 [略] (1) [略] (2) <u>防衛省(甲を含む。以下同じ。)</u> が行う経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。第 8 条において同じ。)の算定に際して、資料を提出又は提示する場合
(3) <u>甲が特約条項に基づいて行う原価監査等</u> に際して、資料を提出又は提示する場合	(3) <u>甲が乙による契約の履行を監督し、又は検査するに際して、資料を提出又は提示する場合</u>
2 乙は、原価監査付契約(契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第 8 条第 2 項において同じ。)のうち、超過利益返納条項付契約(契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第 7 項に	(4) <u>防衛省が行う制度調査、原価監査その他の調査等</u> に際して、資料を提出又は提示する場合 (5) <u>乙が甲に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、資料を提出又は提示する場合</u> 2 乙は、原価監査付契約(契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第 8 条第 2 項において同じ。)のうち、超過利益返納条項付契約(契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第 7 項において同じ。)

改正前	改正後
において同じ。)について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が<u>虚偽の資料を提出又は提示していたこと</u>を、返納すべき超過利益の確定以降において甲が一般契約条項の適用条項（※参照）に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約（代金の確定に関する特約条項付契約を含む。）について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が<u>虚偽の資料を提出又は提示していたこと</u>を、契約代金の最終の支払い以降において甲が一般契約条項の適用条項（※参照）に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 4 乙は、一般確定契約（原価監査を約定しない契約をいう。）について、第1項各号に掲げる場合において乙が<u>虚偽の資料を提出又は提示していたこと</u>を、契約代金の最終の支払い以降において甲が一般契約条項の適用	について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が<u>不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを</u>、返納すべき超過利益の確定以降において甲が一般契約条項の適用条項（※参照）に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約（代金の確定に関する特約条項付契約を含む。）について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が<u>不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを</u>、契約代金の最終の支払い以降において甲が一般契約条項の適用条項（※参照）に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 4 乙は、一般確定契約（原価監査を約定しない契約をいう。）について、第1項各号に掲げる場合において乙が<u>不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生</u>

改正前	改正後
条項（※参照）に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち<u>当該虚偽の資料の提出又は提示</u>に起因して契約金額が増加したと認められる部分の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 5 [略] (1) 乙が<u>防衛省（甲を含む。以下同じ。）</u>が実施を通知した次条に規定する制度調査を拒み又は当該調査の対象、方法及び期間等を制限することを求めた場合であって、当該制度調査の実施を乙が拒否した日、当該制度調査が終了した日若しくは当該制度調査が中断した日から3年以内又は当該制度調査の期間中に不正行為が発覚したとき4倍の金額 (2) ～ (3) [略] 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、乙が過失（重過失を除く。）により<u>不実の資料を提出又は提示したときは、</u>違約金の支払いを要さない。 7 [略] 第3条～第8条 [略]	<u>したことを、</u>契約代金の最終の支払い以降において甲が一般契約条項の適用条項（※参照）に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち<u>当該不真正な資料の提出若しくは提示又は不実の説明</u>に起因して契約金額が増加したと認められる部分の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 5 [略] (1) 乙が<u>防衛省が実施を通知した次条に規定する制度調査を拒み又は当該調査の対象、方法及び期間等を制限することを求めた場合であって、</u>当該制度調査の実施を乙が拒否した日、当該制度調査が終了した日若しくは当該制度調査が中断した日から3年以内又は当該制度調査の期間中に不正行為が発覚したとき4倍の金額 (2) ～ (3) [略] 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、<u>第1項各号に掲げる場合において、</u>乙が過失（重過失を除く。）により<u>不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、</u>違約金の支払いを要さない。 7 [略] 第3条～第8条 [略]

備考：表中の [] の記載は注記である。